

子ども第三の居場所事業

プロポーザル実施要領（公募型）



和歌山県紀の川市
福祉部 こども課

第一章 募集概要

1 趣旨

「児童育成支援拠点事業」実施を見据え、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）の「子ども第三の居場所事業助成プログラム」を申請し、事業を実施する最適な事業者（以下「最優秀企画提案事業者」という。）の選定を行うために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

（１）事業名

子ども第三の居場所事業

（２）事業内容

日本財団の助成金を申請し採択を得た後に、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童やその保護者に対して、家庭や学校以外の場である「子ども第三の居場所」において支援を行なうもの。日本財団の助成終了後には、市が委託する「児童育成支援拠点事業」を実施するものとする。事業詳細は別紙「子ども第三の居場所事業仕様書」を参照すること。

（３）履行期間

① 子ども第三の居場所事業実施期間

令和 9 年 7 月 1 日（木）【予定】～令和 11 年 3 月 31 日（土）

② 児童育成支援拠点事業実施期間

令和 11 年 4 月 1 日（日）～令和 16 年 3 月 31 日（金）

（４）提案上限額等（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

子ども第三の居場所事業については、「日本財団助成プログラム2026年度子ども第三の居場所」の要件に基づき提案すること。

「児童育成支援拠点事業」実施に係る費用に関しては、週3日開所で15,514千円、週4日開所で20,685千円、週5日開所で25,742千円を上限とする。

3 提出書類等について

（１）提出書類等は、返却しない。

（２）提出書類等の作成及び提出に係る費用は、申込み事業者の負担とす

る。

4 担当課・問い合わせ

紀の川市福祉部 こども課 2階 20A 番窓口
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地
電 話 番 号 0736-79-3104（こども課直通）
ファックス 0736-79-3926（共用）
メールアドレス k070400-001@city.kinokawa.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下に掲げる全ての条件を満たすこととする。

- （1）日本国内で以下のいずれかの法人格を取得し、非営利活動・公益事業を行う団体であること。
 - ① 一般財団法人（非営利性が徹底された法人のみ）
 - ② 一般社団法人（非営利性が徹底された法人のみ）
 - ③ 公益財団法人
 - ④ 公益社団法人
 - ⑤ 社会福祉法人
 - ⑥ 特定非営利活動法人
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3）参加表明書提出期限の日から最優秀企画提案事業者選定の日までの期間において、紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 19 年紀の川市告示第 21 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （4）紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年紀の川市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者（再生手続の開始が決定されている者を除く。）でないこと。

（６）国税、都道府県民税及び紀の川市税（紀の川市税については、紀の川市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）。

（７）本業務を行う十分な業務執行体制を有していること。

6 スケジュール

手続き	実施期間
実施要領及び仕様書等の公表	令和８年８月６日(木)
参加表明書等の提出	令和８年８月６日(木)から 令和８年８月２８日(金)１７時まで (郵送の場合は必着)
参加表明に関する質問書受付期間	令和８年８月６日(木)から 令和８年８月１７日(月)１２時まで
上記質問に対する市からの回答期限	令和８年８月２４日(月)
桃山保健福祉センターの資料の閲覧及び 現地見学	令和８年８月６日(木)から 令和８年８月１７日(月)まで (開庁日の９時～１７時)
企画提案書の受付期間	令和８年９月２日(水)から 令和８年９月１８日(金)１７時まで (郵送の場合は必着)
企画提案に関する質問書の受付期間	令和８年９月２日(水)から 令和８年９月７日(月)１２時まで
上記質問に対する市からの回答期限	令和８年９月９日(水)
１次選考（書類審査）	令和８年９月２４日(木)
１次選考結果通知及び２次選考実施案内	令和８年９月２５日(金)
２次選考（プレゼンテーション）	令和８年１０月６日(火)
選定結果通知	令和８年１０月９日(金)発送

7 実施要領及び仕様書等の交付方法

紀の川市公式ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.kinokawa.lg.jp>)

8 参加表明手続

本プロポーザルの参加申込者は、以下の通り関係書類を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

紀の川市入札等参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類⑭履歴事項全部証明書写しから⑳消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証する書類までの提出を省略できる。

提出書類	様式	記載内容（留意事項）
① 参加表明に関する質問書	様式 1	
② 参加表明書	様式 2	記名、押印のうえ提出すること。
③ 誓約書	様式 3	本章 5 に掲げる参加資格を満たしていること等を誓約すること。
④ 法人概要書	様式 4	・養育環境に課題を抱える児童等を対象としたこども支援の実績等、福祉サービス、その他の事業について、提出日時点に実施している事業について記入すること。 ・既成の案内パンフレット等がある場合は添付すること。
⑤ 事業概要	様式 5	
⑥ 事業内容	様式 6	
⑦ 事業推進体制	様式 7	・本事業を適切に遂行する人員を配置すること。 ・1 枚で不足する場合は、適宜ページ数を増やすこと。
⑧ 土地及び物件現況	様式 8	
⑨ 2025 年度法人の事業報告書		法人単位の事業報告書を提出。設立中又は設立後間もない団体で当該書類を作成していない場合は、参加表明書に「添付なし」とすること。
⑩ 2025 年度法人の決算報告書		法人単位の決算報告書（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書）を提出。設立中又は設立後間も

		ない団体で当該書類を作成していない場合は、参加表明書に「添付なし」とすること。
⑪ 2026 年度法人の事業計画書		法人単位の事業計画書を提出すること。
⑫ 2026 年度法人の収支予算書		法人単位の収支予算書を提出すること。
⑬ 定款		
⑭ 履歴事項全部証明書写し		発行後 3 か月以内のもの
⑮ 印鑑証明書		発行後 3 か月以内のもの
⑯ 使用印鑑届	様式 9	
⑰ 委任状	様式 10	法人内の他の事業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。
⑱ 市税について市の発行する未納がない証明書		紀の川市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合
⑲ 都道府県民税に未納がないことを証する書類		・ 委任先がある場合でも本社・本店の納税証明書とする。 ・ 未納がない証明書でも可とする。
⑳ 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証する書類		納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その 3 の 3

(2) 参加表明に関する質問書（様式 1）の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 17 日(月)12 時まで
- ② 提出方法 本章 4 に掲げる担当課宛に電子メールで提出
- ③ 回答方法 令和 8 年 8 月 24 日(月)までに、紀の川市ホームページにおいて公表する。
- ④ その他 参加表明に関する質問書（様式 1）以外での質問や、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答しない。また質問回答に関する再質問は認めない。

(3) 参加表明書等（様式 2 等）の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 8 月 28 日(金)17 時まで【必着】
- ② 提出方法 本章 4 に掲げる担当課に持参または郵送で提出
(郵送の場合は、配達記録の確認ができるものとする)

- ③ 提出部数 各 1 部
- (4) 参加資格の審査結果通知
- ① 審査結果通知 令和 8 年 9 月 2 日(水)
- ② 通知方法 参加表明書に記載された担当者宛にメール送付

9 桃山保健福祉センターについて

(1) 概要

施設名称	桃山保健福祉センター
棟名称	保健センター
所在地	紀の川市桃山町最上 1253 番地 2
土地面積	14,816.22 m ²
土地所有者	紀の川市
竣工年月	平成 8 (1996) 年 4 月
法定耐用年数	50 年 超過年度 2046 年
延床面積	3260.10 m ² 建物内 使用予定箇所面積 ① 貸与可能箇所 1 階 特殊浴室・脱衣室・便所 51.2 m ² 2 階 保健指導室 144 m ² 、 母子相談室・医師ナース詰め所 26.4 m ² 診察室 48 m ² 、特殊診察室 25.6 m ² 倉庫 16 m ² 、テラス 12.8 m ² ② 共用箇所 1 階 調理実習室 57 m ² 、食堂 49.28 m ² 、 厨房 70.4 m ² 、教養娯楽室(和室)65.4 m ² 便所・手洗 56 m ² 、廊下 136.8 m ² 風除室 12.8 m ² 、玄関側ホール・ラウンジ 185.6 m ² 、浴室側ホール 115.2 m ² 2 階 多目的ホール 368 m ² 、ホワイエ・踏込 72 m ² 便所・手洗(南)28 m ² 、便所・手洗(北)28 m ² 1 階 2 階共通 階段 32 m ² 、エレベーター 8 m ² 建物外 共用箇所 玄関、駐車場、検診バス駐車場等
建物構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)



建物階数	地上 3 階 地下 1 階
耐震性	耐震性あり（新耐震）
建物使用料	公益のための事業に利用するときは、使用料免除（無償貸与）
施設等の管理及び修繕	① 施設内に事業所を設置する紀の川市社会福祉協議会とともに施設の施設管理を行うこと。 ② 施設の初期設備の故障や修理については、原則として市の負担とする。ただし、事業者の故意、過失または事業履行において必要となった改修については、事業者の負担とする。 ③ 開設事業の助成を受け、空間づくりをしたもの、又は拠点に設置するために購入した家電・家具・什器についての修繕は、事業者の負担とする。 ④ 貸与箇所については、室内の日常点検を行い、安全性を維持すること。また、不具合を発見した場合は、速やかに市の関係部署に報告し、必要に応じて修繕を実施すること。 ⑤ 共用箇所については、環境を適切かつ安全に維持し、支援の提供が円滑に行われるように努めること。
備品等の帰属	① 施設への設置工事を要するものについては、「児童育成支援拠点事業」終了後は、市に帰属するものとする。 ② 上記以外で、日本財団の助成を受け購入した備品等については、事業者に帰属するものとする。
清掃について	貸与箇所の快適な環境を維持するために、日常清掃を実施すること。
光熱水費の予算見積額（週 5 日開所の場合）	① 水道代負担予定（1 カ月 17,000 円の負担） 令和 9 年度 7 か月分 119,000 円 令和 10 年度以降 12 か月分 204,000 円 ② 電気代負担予定（1 カ月 440,000 円の負担） 令和 9 年度 7 か月分 3,080,000 円 令和 10 年度以降 12 か月分 5,280,000 円 ③ ガス代負担予定（1 カ月 4,000 円の負担） 令和 9 年度 8 か月分 32,000 円

	令和 10 年度以降 12 か月分 48,000 円 ※ 週 3 日開所及び週 4 日開所の場合は、上記の額に 3/5 及び 4/5 を乗じた額を見積額とする。 ※ 光熱水費を市から請求する際には、上記見積額にかかわらず使用量に応じ、請求することとする。
その他	① 市が事業等で使用する場合は、施設の全部または一部を使用することができない。 ② 浴場設備用の給湯器が故障し、使用を終了している。フロン回収済であるが、機器は未撤去の状態 ③ 自家用自動車で通勤し、施設内駐車場を利用する場合は、駐車場使用料として月額 2,200 円が必要となる。

(2) 資料の閲覧及び現地見学

- ① 見学可能期間 令和 8 年 8 月 6 日(木)～令和 8 年 8 月 17 日(月)まで(開庁日の 9 時～17 時)
- ② 見学可能事業者 参加表明書を提出又は提出予定の事業者で、当該施設を事業履行場所と考えている者
- ③ 閲覧及び見学方法 図面の閲覧については、当該施設の概要及び平面図が入った CD を提供する。(返却不要) 見学については本章 4 に掲げる担当課と見学日を調整すること。

第二章 企画提案に関する事項

1 企画提案書等の提出

(1) 提出書類について

- ① 以下の表に示す書類を提出すること。ただし、①企画提案に関する質問書(様式 11)及び②参加辞退届(様式 12)については、必要に応じ提出すること。
- ② 提出期限以降の企画提案書の再提出及び差替え等は認めない。
- ③ 提案者は、子ども第三の居場所事業仕様書を熟読し具体的な運営方法等について創意工夫をもち作成すること。
- ④ 以下の表中⑧基本方針(様式 15-1)及び⑨業務工程(様式 15-2)については、以下のとおりとする。
 - (ア) 縦横は、任意とする。
 - (イ) 日本語表記でフォント 11 ポイント以上であること。(図表等は除く)
 - (ウ) 印刷色はカラー、モノクロを問わない。
 - (エ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
 - (オ) 書類の右肩部分に、様式番号を記載すること。
 - (カ) 両面印刷の場合は 2 枚とカウントし、白紙は枚数にカウントしない。

提出書類	様式	記載内容（留意事項）
① 企画提案に関する質問書	様式 11	質問がある場合に使用すること。
② 参加辞退届	様式 12	辞退する場合に使用すること。
③ 運営計画書	様式 13 -1. 2. 3. 4	
④ 助成期間終了後の継続計画書	様式 14	
⑤ 建築見積書	任意様式	・開設事業を実施する場合のみ提出すること。 ・建築士が作成した「基本設計」に基づく見積を提出すること。
⑥ 建築図面	任意様式	・開設事業を実施する場合のみ提出すること。

⑦ 購入車両見積書	任意様式	・車両配備事業を実施する場合のみ提出すること。 ・車両ラッピング図案を基にラッピング費用を見積額に含めること。
⑧ 基本方針	・任意様式 ・様式右肩に「様式15-1」と記載すること。	・A4判2枚以内 ・どのようなコンセプトで取り組もうとしているのか記載すること。 ・特にアピールしたい点があれば、その点も踏まえ記載すること。
⑨ 業務工程	・任意様式 ・様式右肩に「様式15-2」と記載すること。	・A4判2枚以内 ・助成期間初年度における事業日程など業務スケジュールについて記載すること。
⑩ 子ども第三の居場所事業収支予算書(2027年度)	様式16	消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入すること。
⑪ 児童育成支援拠点事業見積書(2029～2033年度)	様式17	・消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入すること。 ・現行の基準価格で各年度を算出すること。
⑫ 児童育成支援拠点事業見積明細書(2029年度) 注) ⑪児童育成支援拠点事業見積書において各年度で見積額が異なる場合は、それぞれに、児童育成支援拠点事業見積明細書(20**年度)を追加添付すること。 2029年度と見積額が同一の場合は、添付の必要がな	・様式18 ・追加添付する場合は右肩に様式18-1・・・と記載し、様式名を児童育成支援拠点事業見積明細書(2030年度)・・・と	消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記入すること。

い。	すること。	
----	-------	--

(2) 企画提案に関する質問書(様式 11)の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 9 月 7 日(月)12 時まで
- ② 提出方法 本要領第一章 4 に掲げる担当課宛に電子メールで提出
- ③ 回答方法 令和 8 年 9 月 9 日(水)17 時までに事業者の担当者宛にメール送付
- ④ その他 企画提案に関する質問書(様式 11)以外での質問や、本事業に直接関連ないと判断した質問や意見等には回答しない。また質問回答に関する再質問は認めない。

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和 8 年 9 月 18 日(金)17 時まで【必着】
- ② 提出方法 本要領第一章 4 に掲げる担当課に持参または郵送で提出(郵送の場合は、配達記録の確認ができるものとする)
- ③ 提出部数
 - (ア) 本章 1(1)提出書類の表③運営計画書(様式 13-1. 2. 3. 4)から⑫児童育成支援拠点事業見積明細書(2029 年度)(様式 18)までをファイル綴じ又は製本により正本 1 部、副本 8 部、計 9 部を提出すること。なお、⑫の様式を追加した場合は、追加様式も含めること。
 - (イ) 上記冊子の表紙に「子ども第三の居場所事業企画提案書」と記載し、法人名も併せて記載すること。
 - (ウ) 本章 1(1)の表⑪児童育成支援拠点事業見積書(2029 年度)(様式 17)については、正本のみに押印し、副本には押印なし若しくは正本の写しを添付すること。
- ④ 著作権の帰属 上記提出書類等の著作権は、企画提案書提出事業者に帰属する。ただし、本市が事業決定などに必要な場合には、企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

2 失格事項

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出方法、提出書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

3 参加辞退届(様式 12)の提出

参加表明書等の提出後、企画提案の申し込みを辞退する場合は、以下のとおりとする。

- ① 提出期限 令和 8 年 9 月 15 日(火)17 時まで【必着】
- ② 提出方法 本要領第一章 4 に掲げる担当課へ郵送または持参により提出（郵送の場合は、配達記録が確認できるものとする）

第三章 最優秀企画提案事業者の決定

子ども第三の居場所事業実施に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提案内容等を総合的に審査し、最優秀企画提案事業者を選定するものとする。

1 1次選考

候補者の選定に当たっては、企画提案書により提案内容等について審査委員会で書類審査を行う。

なお、企画提案書の提出が、多数の事業者からあった場合は、令和8年9月24日(木)に審査委員会で書類審査により3者程度に選考し、選考結果を令和8年9月25日(金)17時までに、事業者の担当者宛にメール送付する。

2 2次選考(プレゼンテーション)の実施

(1) 日 時 令和8年10月6日(火) 午前9時30分から

① 時間、控室等の詳細については、令和8年9月25日(金)17時までに事業者の担当者宛にメール送付する。

② 気象条件やその他の事情により、延期する場合がある。

(2) 会 場 紀の川市役所 本庁 3階庁議室

(3) 順 番 企画提案書の受付番号順とする。

(4) 説明時間 1者あたり40分以内とする。

(プレゼンテーション25分、質疑15分)

(5) 方 法

① プレゼンテーション出席者は3名以内とし、事業を担当する職員（最低1名）が出席すること。

② プレゼンテーションは、本要領第二章1(1)提出書類の表に掲げる③運営計画書(様式13-1.2.3.4)から⑫児童育成支援拠点事業見積明細書(様式18)の資料を基に説明を行うこと。なお、⑫の様式を追加した場合は、追加様式まで含めること。

③ 本要領第二章1(1)提出書類の表に掲げる⑧基本方針(様式15-1)及び⑨業務工程(様式15-2)の資料については、パワーポイント等の使用は可能とする。

④ パワーポイント等を使用する場合は、企画提案書提出時に本要領第一章4に掲げる担当課へ申し出ること。

- ⑤ プレゼンテーション用に、モニター、プロジェクター、HDMI ケーブル、延長コード、マイク及びスピーカーを会場に用意するが、パソコン等その他提案者が必要とする機材は持参すること。
- ⑥ 事前にプレゼンテーション会場と備え付けの映像機器や配線等を確認したい場合は本要領第一章 4 に掲げる担当課に連絡すること。
- ⑦ プレゼンテーションの内容を録音することに同意すること。

2 審査基準

審査委員会において、以下の審査項目により評価を行う。

(1) 審査項目及び配点

項目	評価の視点	内容	配点
事業内容	提案内容	事業の趣旨を理解した提案となっているか。	10 点
	実現性	児童育成支援拠点事業を見据えた提案となっているか。	10 点
	有益性	・実施内容が充実しており、魅力や有益性、独自性のある提案になっているか。 ・実施場所は、事業者の所有又は賃借する施設か。	40 点
	連携	関係機関と十分な連携を図ることができるか。	10 点
地域との連携		・地域資源・特性を把握し、地域と連携を図ることができるか。 ・体験活動やイベントに、地域に根ざした内容はあるか。またスタッフ等として、地域住民を参加させているか。	10 点
確実性・継続性 事業運営の	スケジュール	事業スケジュールは適切か。	10 点
	収支計画	事業収支における収支計画は妥当であり、適正な資金計画となっているか。	15 点
	職員の体制	専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる人員体制が提案されているか。	10 点
		職員の資質・専門性の向上に向けた取組が計画されているか。	5 点

意欲・実績 事業に対する	事業に取り組む意欲、熱意、積極性	事業実施に際して意欲、熱意を持ち、積極的な事業展開が見込めるか。	15 点
	事業実績	事業実施に向け、これまでの事業実績（実務経験、ノウハウ）が十分であるか。	15 点
合 計 点			150 点

（２）最優秀企画提案事業者の選定

- ① 企画提案事業者から提出された提出物及びプレゼンテーションについて点数評価を行い、最優秀企画提案事業者(1 者)を選定する。
- ② 最も得点が高い企画提案事業者が、複数いる場合は、審査委員による決選投票(1 人 1 票)を行い、最も得票数の多い企画提案事業者を最優秀企画提案事業者とする。
- ③ 企画提案事業者が 1 者であった場合は、提案書及びプレゼンテーションの内容により判断し、審査委員 5 人の合計点が 450 点を満たせば最優秀企画提案事業者とする。

（３）最低基準点の設定

総合点数における満点の 2 分の 1 に満たない場合は、候補事業者から除外する。

3 審査結果の通知

全ての企画提案事業者に対して、令和 8 年 10 月 9 日（金）までに書面により通知する。また、最優秀企画提案事業者となった事業者の法人名等を、本市のホームページにて公表する。

なお、審査結果についての質問及び異議等は一切受け付けない。